

本件に寄せられた質疑と回答

告示番号	苫小牧市告示第194号
------	-------------

受付日	質疑	回答
4月21日	<p>仕様書「5 機能に関する要件(3)」では、現行法である電子署名法におけるグレーゾーン解消制度への申請及び回答が必須要件とされており、そのうえで、仕様書「5 機能に関する要件(4)」の建設業法に関する箇所にて、「令和2年国土交通省令第69号改正以前の同条文(建設業法施行規則第13条の2第2項)を含む」との記載がございます。法改正がされており、大幅な技術的基準の変更があるなかで改正以前の旧条文への適合にて足りうると判断された理由のご回答をお願いできますでしょうか。</p>	<p>仕様書の記載理由についての回答は差し控えさせていただきますが、当該要件につきましては、「建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準を満たすもの」を必須要件とする旨の記載ですので、改正以前の旧条文への適合で足りうると言う旨の記載ではないことを申し添えます。</p>
4月21日	<p>「7 保守に関する要件(3)」では、「市及び事業者からの操作等に関する問い合わせに対応するヘルプデスクを利用できること。」という記載については、自社が運営するサービス内のヘルプデスクを利用できることが必須ということで相違ないでしょうか。</p>	<p>自社運営を必須とする規定ではありませんが、自社以外に業務を委託するときは、事前に本市の承認が必要となります。</p>

本件に寄せられた質疑と回答

告示番号	苫小牧市告示第194号
------	-------------

受付日	質疑	回答
4月21日	「7 保守に関する要件(3)イ」の利用方法では電話での問い合わせ対応が必須とされております。この記載は、貴庁職員様からのみならず、事業者様からの電話での問い合わせについても対応することが必須という理解で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
4月21日	サービスの導入支援業務を行うなかで、本仕様書に記載のない機能の利用を希望され場合は別途見積等を提出させていただき理解でよろしいでしょうか。	「10その他留意事項」第1号及び第2号に記載のとおりとなります。